

## 群馬東部水道企業団配水施設の寄附に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬東部水道企業団（以下「企業団」という。）の給水区域内に設置した配水施設の寄附に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域 群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例（平成28年群馬東部水道企業団条例第3号）第3条第2項に規定する区域をいう。
- (2) 公道 次に掲げる道路をいう。
  - ア 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（認定予定を含む。）をいう。
  - イ 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条に規定する国有財産又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路をいう。
- (3) 配水施設 企業団以外の申請者が水道水を供給するため公道に布設した配水管、弁栓類及び排泥弁等をいう。
- (4) 管網の構造 配水施設の両端部が既設配水管と相互接続し、かつ配水機能及び水質維持に必要な設備が設置されている管をいう。
- (5) 配水等の構造 配水施設に配水機能及び水質維持に必要な設備が設置されている管網の機能以外の管をいう。

(寄附の手続)

第3条 企業団に配水施設を寄附しようとする者（以下「申請者」という。）は、上水道配水施設寄附申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び寄附物件の内容明細書（様式第2号。以下「明細書」という。）を企業長に提出しなければならない。

- 2 申請書には、申請の理由、寄附する物件、寄附物件の所在地を記載するほか、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) しゅん工検査結果の写し
  - (2) 完成平面図（図面内には図種、区分、施工年度、縮尺、施工場所、竣工年月日、施工業者を示す標題及び道路、管種、管径及び延長を明記）
  - (3) 完成配管詳細図（図面内には標題及び管割図を明記）
  - (4) 現地案内図
  - (5) 公図の写し
  - (6) 寄附物件が占用する土地登記簿謄本の写し
  - (7) その他企業長が必要と認める書類
- 3 明細書には、寄附物件の名称、管の口径、数量、その他必要事項を記載すること。
- 4 第1項の申請において寄附を承認したときは、申請者に上水道配水施設寄附受入書（様式第3号）を通知するものとする。

(寄附の条件)

第4条 配水施設は無償で企業団に寄附するものとする。

(寄附物件の構造等)

第5条 寄附する配水施設の構造等は、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 配水施設の布設位置は公道であること。
- (2) 配水施設の口径は50ミリメートル以上あること。
- (3) 配水施設の材質は、口径50ミリメートルは配水用ポリエチレン管とし、それ以上の口径は企業長と協議し、配水用ポリエチレン管又はGX形ダクタイル鋳鉄であること。
- (4) 配水施設の使用材料は、企業団の承認を受けたものであること。
- (5) 配水施設は、管網の構造又は配水等の構造であること。
- (6) 配水機能及び水質維持に必要な弁栓類、排泥弁等の設備が設置されていること。
- (7) 消火栓を設置している場合、給水区域内の消防本部の承認を受けていること。

(寄附物件の取得価格)

第6条 寄附を受ける配水施設の取得価額は、次のとおり算定する。

- (1) 配水施設の構成資産は、担当課が積算する単価を採用して取得価格を算定する。
- (2) 配水施設の寄附の受入れまでに相当の期間が経過したときは、減価償却費を差し引いた額を取得評価額とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

群馬東部水道企業団  
企業長 様

申請者 住所  
名前 印  
連絡先

代理人 住所  
(工事施工者) 名前  
連絡先

## 上水道配水施設寄附申請書

このことについて、群馬東部水道企業団配水施設の寄附に関する取扱要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり上水道配水施設の寄附を申請します。

### 記

1. 申請の理由
2. 寄附する物件 次頁添付「寄附物件の内容明細書」のとおり
3. 寄附物件の所在地 地内
4. 添付する書類
  1. しゅん工検査結果の写し
  2. 完成平面図（寄附物件を朱書き）
  3. 完成配管詳細図（寄附物件を朱書き）
  4. 現地案内図（住宅明細図等に現地を着色）
  5. 公図（地積測量図でも可）の写し（寄附物件占用位置を朱書き）
  6. 寄附物件が占用する土地登記簿謄本の写し



年 月 日

様

群馬東部水道企業団  
企業長

## 上水道配水施設寄附受入書

このことについて、群馬東部水道企業団配水施設の寄附に関する取扱要綱第3条の規定に基づき、上水道配水施設の寄附を受け入れますので通知いたします。

なお、今後の寄附物件の維持管理については、当企業団にて行います。

### 記

1. 寄附物件の所在地
2. 寄 附 物 件